

独立行政法人の資産債務改革に関する原則について

資産債務改革の実行等に関する専門調査会

平成19年7月23日

今後、独立行政法人の見直しが進められていく中で、資産債務改革の手法を取り入れていくことが不可欠となっている。各独立行政法人が資産債務改革を進めるためには、資産債務に関する詳細な情報の公表を行うとともに、整理合理化計画の策定に当たって、下記の原則の考え方を基本方針に含め、行政減量・効率化有識者会議においてとりまとめられる必要がある。

1. 実物資産保有についての原則的な考え方

- (1) 保有すべき特段の合理的な理由のない資産は原則として民間に売却し、必要な事業を継続するために不可欠な場合は民間からの賃貸で対応する。

保有すべき特段の合理的な理由のない資産例：

事務所、ホール、会議所、研修・教育施設、宿泊施設、展示施設、未利用資産、
宿舎等(以下「事務所等」とする)

- (2) 保有すべき特段の合理的な理由のある資産に該当するか否かについては、保有を主張する独立行政法人側で当該保有すべき特段の合理的な理由につき挙証責任を負う。
- (3) 必要不可欠な資産を保有する際にも、一層の有効活用を図ることとし、その際、独法間もしくは独法と国の共同保有・共同利用の可能性についても検討すべきである。
- (4) 資産保有に関しては、税制面等でのイコールフットィングの確保を原則とする。

2. 実物資産の処分方針

- (1) 資産処分の優先順位付け

観点1：資産の利用度等の観点（資産の利用度の低い順に優先的に処分を進めていく。）

- ・ 資産の利用度：独法による資産の利用度の低いもの
- ・ 土地の利用度：事務所等の建物が法定容積率5割未満の容積しか利用していない場合
- ・ 小規模：敷地面積1,000㎡未満
- ・ 老朽化：平成27年まで耐用年数到来、等

観点 2：有効利用可能性の多寡の観点（現状の利用度と比較して、今後の有効利用の可能性が高い場合には、資産の利用度の低い順にかかわらず、処分を検討）

- ・ 資産価値が高いのに、有効利用されていないため、処分によって地域活性化（都市再生など）に資する可能性、等

観点 3：効果的な処分の観点

- ・ 国又は他の独法等が保有する資産と一体処分することにより全体の売却価値が高まる場合には早期に一体処分をすることを検討、等

観点 4：売却後に代替資産の利用が予定される場合の経済合理性の観点

- ・ 既存資産の売却により新規に施設が必要となる場合には、売却益と新規の費用の総合的検討、等

（2）処分等に際しての民間の知見の有効活用

資産の利用方法に十分な配慮を要する資産の処分に際しては、その利用方法についても民間から十分な提案を受ける機会を確保しつつ、競争入札等により公正透明な処分を行う。

（3）以上の観点に立って、独立行政法人の業務の見直しと連携を図りつつ独立行政法人の資産保有のあり方について検証するための体制の構築が必要。

3. 金融資産についての改革

独立行政法人が実施している貸付金・割賦債権等の金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。

- ・ 民業補完の徹底による貸付事業の抜本見直しと不良化している貸付の早期処分
- ・ 既存貸付金の売却、証券化の検討・促進
- ・ 政策目標に比して過大な金融資産の見直し

4. 保有資産についての情報

上記のような改革に必要な資産情報について、各独立行政法人において緊急に詳細な整理を行い、8月末までに報告し、合理化計画案の策定に際し公表することが適当。